

浜松市景観条例に基づく変更の届出について

□ 提出書類

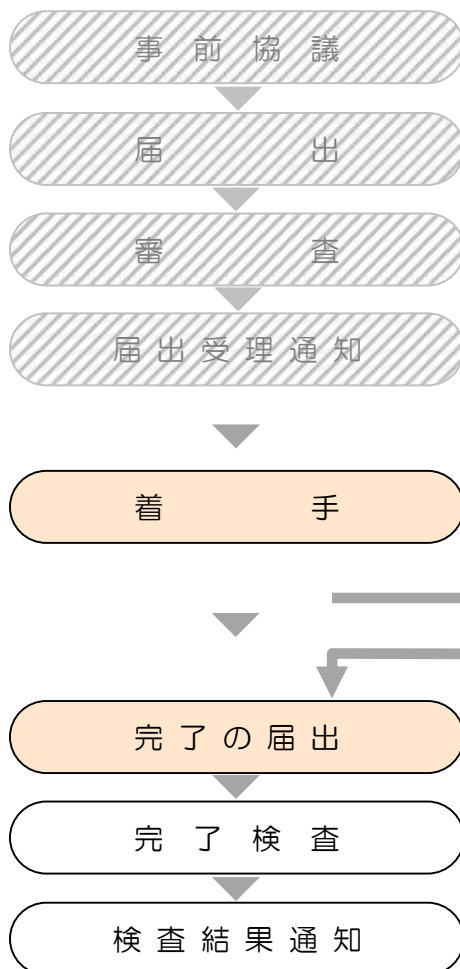
行為の変更の届出（部数：1部）

景観計画区域内における行為の変更届出書（第4号様式）に、下記の図面等を添付してください。

添付書類	備考
① 建築物等の変更概要書	建築物毎、工作物毎に変更概要書を作成し添付してください
② 変更した部分に係る図面等	前回の届出から変更となる部分について「 <u>変更後</u> 」の図面（ <u>変更内容が分かるもの</u> ）を添付してください。
③ その他	必要な書類がある場合

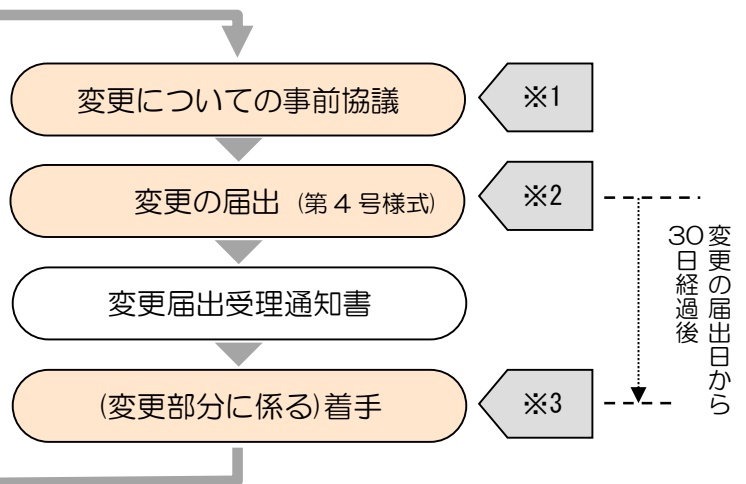
□ 届出手順

○：届出者の行為



- ※1 変更の届出を行う場合にも事前協議を行ってください。
- ※2 確認申請の変更も伴う場合、変更の申請を行う2週間前までに、変更の届出をしてください。
- ※3 変更届出により変更した部分に係る行為の着手は変更の届出をした日から30日経過後となります。

完了の届出を行う前に当初の届出内容の変更がある場合



変更の届出日から
30日経過後

□ 届出窓口

窓 口	連 絡 先
北部都市整備事務所 （浜名区役所内）	TEL:053-585-1161 FAX:050-3385-9036 E-mail: hk-toshi@city.hamamatsu.shizuoka.jp